

事業実績（研修）報告

1. 研修の概要

- (1) 目的 財政にかかる諸課題について
- (2) 日時 平成31年1月25日（金）13：15～17：30
1月26日（土）10：00～15：00
- (3) 場所 東京都渋谷区代々木 婦選会館
- (4) 参加者 鈴木規子



2. 研修内容と所感

市川房枝政治参画フォーラム2018 <自治体財政が抱える課題を考える>

(1) 「2019年自治体財政の課題」

講師 谷 隆徳氏（日本経済新聞編集兼論説委員）

- ・新年度の地財計画の最大ポイントは臨時財政対策債の大幅削減3兆2500億円前年比7300億円▲18.3%の減である。地方交付税制度が抱える構造的矛盾はますます拡大されている。国は借金を返済しても自治体への交付は行われず、自らが返還していかなければならない構造が続いている。
- ・消費税率アップは当初予定がどんどん変更され、幼児教育の無償化に至る。それ自体は必要な点だが、財源不足は明らか。実際には、国負担は31年度の半期分のみで、その後は市町村負担となる。
- ・地方議員には、地方制度調査会の議論に注目すること、都市のスポンジ化を防ぐために土地利用規制の強化、所有者不明土地問題に関心をもつよう求めたい。

<所感>

- ・臨財債については既に本市でも指摘してきたように、国から補填されることはなく、「市自らの返済」とはっきりした。自治体はいつまで国に騙され続けるのだろうか。
- ・近年の災害発生をみる限り、自治体は土地利用に関して規制をかけていくしかないと考えざるを得ない。土砂や豪雨災害では危険区域を発表し、予防を検討すべきと思う。

(2) 「公務員の『働き方改革』が公共を掘り崩す」

講師 竹信 三恵子氏（ジャーナリスト・和光大学教授）

- ・地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査では、臨時・非常勤職員の4分の3を女性が占めている。♀461,596人 ♂161,535人。女性が低賃金労働のターゲットになっている。事務職補助、教員、保育士、給食調理員と「ケア的公務の蔑視」「女性は安くていい」の規範意識が利用され、時給1,000円前後がほとんどである。
- ・「会計年度任用職員」が創設されたが、公務労働者の不安定化の合法化となろう。制度を悪用しようと思えばできてしまう。任用の自動更新→上限設定やパワハラ公募は労働条件の不利益変更につながる。賃金が前歴を勘案しない、専門職なのに行政職レベルで常勤の初任給相当扱いなど総務省マニュアル以下の例には注意が必要である。
- ・勤務時間を5分短くすればパートにできるなど抜け道は多々ある。
- ・国会の附帯決議では「労働条件の不利益変更は禁止」となっている点を重要視すべし。

(3) 「いま、人権と平和の視点から憲法を読み直す」

講師 辻村 みよ子氏 (明治大学法科大学院教授)

- 立憲主義とは憲法を制定して権力者を縛る考えである。「公権力を縛って国民の自由や権利を守ることを重くみる」ことに対して、改憲派の考え方は「国家の目標を掲げ、国民が従うべき（国民を縛る）ルールとしての役割を重くみる考え方である。
- 日本国憲法制定過程の特徴としては、明治憲法を改正しての制定だが、マッカーサー草案をもとにした近代立憲主義の憲法である。
- 押しつけ憲法ともいわれているが、マッカーサー草案の前に「憲法研究会案」が存在し、これは、中江兆民らが起こした自由民権運動による千葉卓三郎の「五日市憲法草案」などがたたき台となっている。ここにはフランス人権宣言（第1条 人は、自由かつ権利において平等なものとして生まれ、生存する。第2条 あらゆる政治的結合の目的は、人の、時効によって消滅することのない自然的権利の保全にある）が反映されていることを認識すべきである。
- 憲法9条が放棄したのは、戦力と武力である。「自衛力」は違うというのが政府解釈。しかし、それは個別的な自衛権までで、集団的自衛権は認められないというのが、わが国の憲法学者の見解である。

<所感>

- 「日本国憲法は美しい」と世界的に評されているがその通りであると思う。格調高く簡潔であり、過不足なく「人」としてのあるべき姿と立憲主義を謳っている。その根源に人権宣言があったならば当然の帰結といえよう。
- 学校教育で、もっと憲法が何を定めているのかを教えるべきである。改めて、前文の「平和的生存権」をかみしめたい。「われらは、全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」。
- 世界に誇る戦力の放棄をなし崩しにする安保法制を危惧せずにはられない。
- 裁判例を調べてみた。2008年4月 名古屋高裁判決（イラク派兵違憲訴訟控訴審）
「平和的生存権は・・・憲法上の法的権利」「憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、・・・裁判所に救済を求めることができ・・・その限りで、平和的生存権には具体的権利性がある。

項目	支出金額		備考
研修費	18,000 円		参加費として
計	18,000 円		